

2017年夏号

事務所HPアドレス
<http://tokatsu-law.com/>



発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 富田常雄
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
松戸東洋ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319



渡船から望む猿島 (横須賀市)

いざこざ

過日、「テロ等準備罪」いわゆる「共謀罪」を創設する法案が強行採決されました。政府は、ここ数年間、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使を前提とする安全保障関連法といった重要な法律についても、多くの国民の反対の声と向き合うことなく、抽象的な「危険」、「必要性」のみを強調し、十分な議論も説明も行わないまま、数の力でもって強行的に押し進めています。

そして、ついに日本国憲法の改定を急ぐ動きを見せ始めました。時の権力者が自らを縛る憲法を主導的に変えようとする姿勢に対し、私たち主催者は最大の警戒をしなければなりません。

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 富田 美穂子

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原 誉

弁護士 長浜 有平

弁護士 藤吉 彬

弁護士 原 康樹

事務局長 富田 常雄

事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

国が家庭に介入しようとしている

「家庭教育支援法」

第9回



家庭教育支援法という法律が作られようとしています。この法律は、政府や地方自治体、学校、地域住民が協力し合い、子どもの「家庭教育」を「支援」する体制を整備することを目的としています。しかし、「支援」の名の下に、国が家庭に介入してくる危険性があります。

今回は家庭教育支援法（以下「支援法」と表記します。）と憲法の関係について見ていきます。

国家のための 子育て推奨

支援法の条文は全部で15条と短く、これだけで直接新しい制度が作られるわけではありません。今後、この法律に従って支援制度を作っていきますという方向性の宣言と言えます。

なぜ今このような法律が作られようとしているのでしょうか。政府は、児童虐待をはじめとする子どもや家族の問題は、家族で過ごす時間が減り、「家庭での教育力」が減少していることが原因であり、これを国で支援する必要があります。

では、支援法が念頭に置いている「家庭での教育」とは何でしょうか。案文では、保護者が子に対して必要な生活習慣を身につけさせること、調和のとれた心身の発達を図ることなどがあるべき家庭教育とされています。

一見すると、「常識的な内容」にも思えます。しかし、法律という形で望ましい家庭教育のあり方を示すことがすでに、国家による家庭への介入です。さらに、この支援法の素案段階では、保護者の義務として「子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにする」と明記されています。現在の案文では削除されてい

ますが、国家のための子育てを推奨したいという政府の意図が透けて見えます。

戦時中、政府は、「戦時家庭教育指導要綱」なるものを制定して家庭教育に介入し、まだ幼い子どももの段階から国に尽くすことを求めていました。現代においても、第1次安倍政権時代には教育基本法が改定され愛国心教育が掲げられました。最近では、教育勅語を否定しないという政府の態度が問題になりました。こうした流れを考えると、支援法の真の狙いは、国が求める人間を育てるため、「支援」の名の下に公権力が家庭に介入し、子どもの教育を支配することにあると言わざるを得ません。



国が支援すべきは社会問題の解決

憲法24条が 骨抜きにされる

本来、子どもの教育は、ひとりひとりの個性を尊重して、何が子どもにとって一番良いのかという視点から考えられなければなりません。しかし、国が「支援」の名を借りて「あるべき家庭教育」を家庭に押しつけることになれば、子どもだけではなく、家族ひとりひとりの思想信条の自由（憲法19条）は大きな制約を受けることになります。

また、さらに問題となるのは、家庭の中での男女平等や個人の尊厳を定めた憲法24条との関係です。憲法24条は、国からの介入は一切受けず、また、性別や役割等にも縛られずに、個人として尊重されることを規定しています。支援法は、この憲法24条を骨抜きにしてしまう危険なものなのです。

法律制定は 実質的な改憲

憲法24条は、「個人主義の行き過ぎで、女性や子どもが利己的になり家族が崩壊した。家族の崩壊こそが虐待をはじめとする家庭問

孝代の つぶやき



弁護士
蒲田 孝代

どうしても、最近のこの国の有り様に目がいてしまいます。

森友学園問題と加計学園問題、これはひどいですねえ。森友学園問題は仲間利用されて裏切られた感じに見えますが、その実態は加計学園問題と同様、権力の独裁

ぶり、腐敗ぶりを見せてくれているものです。私たち国民は敏感に怒らなければなりません。私たち国民の生活を守る民主主義の根幹が揺るがされているということですから。菅官房長官には「本当に指摘されることがあるとすれば、我が国の健全な政治の根幹を揺るがしかねない問題です。その真偽を責任もって調査します。」というべき立場ですよ。ね。がっかりですよ。期待するのも無駄という声！。そうかも。でも、この事態、人ごとではないよね。

題の原因である」などとして、一部の勢力から批判を受けてきました。「家族」を復活させ、相互に助け合わせ、国や社会への「公共心」を鍛え直したい、こうした視点が、今も根深く残っており、以前の記事で紹介した自民党の改憲草案にもそれが色濃く表れています。

支援法も自民党改憲草案も、個人ではなく「家族」を社会の基礎的な集団と位置づけています。この考えの下では、個人は「家族」より下に置かれます。国が求める「家族」が個人よりも優先するとの思想であり、憲法24条とは相容

れないものです。この法律が制定されてしまうことは、まさに自民党の改憲草案の先駆けであり、実質的な改憲を意味すると言っても過言ではありません。

支援すべきは 社会問題の解決

確かに家族の問題は深刻であり、これを解決していかなければならないのは間違いありません。しかし、その根底では、「子ども食堂」の広がりにも表れている貧困問題、「保育園落ちた、日本死ね」で大きな話題となった待機児童の問題、大手広告代理店の社長の辞任にもつながった長時間労働の問題などが複雑に絡み合っています。国がまずすべきことは、これらの問題を解消するための支援体制を作ることです。これら困難な社会問題を全て家庭の責任として押しつけたうえで、「家庭教育」を「支援」という支援法の発想は、問題の本質から目を背け、その根本的な解決を放棄する姿勢の現れであるばかりでなく、現行憲法の精神にも反するものであり、到底容認することはできません。

(本文・イラスト 当事務所憲法委員会)

くらしの法律相談

亡き夫の親族との 関係は…



弁護士
宗 みなえ

Q 夫の実家とずっと不仲だった私。間に立ってくれていた夫が亡くなった今、これ以上夫の実家と付き合いを続けたくありません。亡き夫の実家と縁を切りたいのですが…。

A 配偶者の血族を姻族といえます。姻族との付き合いは難しいことが多いですよ。配偶者が亡くなった後も交流を続けることは困難と感じる人もいます。

民法は、姻族関係が終了する原因として、離婚の他に、夫婦の一方が死亡した場合の生存配偶者による姻族関係終了の意思表示を定めています(民法七二八条)。つまり、もし配偶者が亡くなって姻族関係を終了したい場合には、その旨意思表示すればいいのです。具体的には、本籍地や住所地の市

区町村役場に、配偶者が亡くなったことが分かる戸籍謄本を添えて姻族関係終了届を提出します。配偶者死亡後、姻族関係終了届はいつでも提出できます。届を提出する際に姻族の了解は要りません。姻族関係終了届を出せば、あなたと夫の実家とは法律上も他人となります。特別事情のある場合、家庭裁判所が三親等内の親族(姻族)に扶養義務を負わせることがあります。そのような心配もなくなります。

第3回

シリーズ

私のゆかりの地

鎌倉



弁護士 長浜 有平

私の出身は横浜で、金沢区という自然豊かな所に長く住んでいま

種子法廃止 日本のタネが危ない



事務局長 富田 常雄 (兼業農家)

コシヒカリやあきたこまちなど米のタネは、どこで生産されているのかご存じですか。町の種苗店で米、麦、大豆のタネを見たことがありますか。

これらのタネ(米だけで3000種類以上)は、種子法(主要農産物種子法)に基づき、県などの公

した。金沢区は、「朝比奈切通し」という味わい深い峠道を通り抜けるとすぐに鎌倉市内に入る、という場所です。鎌倉には小学校や中学校の遠足で行くなど、小さな頃から訪れる事が多く、子供ながらに武家の都に思いを馳せ、神社仏閣の雰囲気を感じている等していました。

また、私が通っていた高校も、横浜市内だけれど隣駅は鎌倉市、という場所がありました。高校時

共同体が改良、開発し指定の農場で生産、指定業者を通して、農家に渡っています。全国津々浦々、種子法に基づき、地元で生産され、タネは安定供給がなされているのです。20キロのタネで、4200キロ(30キロの袋で140袋)の米が収穫できる(我が家の例)。タネの力に、命の源を感じます。

日本の食卓を支えてきた米、麦、大豆は65年間、種子法によって安定供給がされてきたのです。この種子法を、なんと政府は、今年4月一気に入止をしてみましたのです。マスコミ報道もほとんどなく共謀罪などの影に隠れて、です。種子法が廃止されたことによ

代、やさぐれて学校に行きたくない時には、江ノ電に乗って鎌倉高校前駅までよく行っていました。鎌倉高校前駅は、ホームの目の前に広大な相模湾が広がる場所で、大きな海の前で自分の小ささを感じていました。

振り返って考えると、鎌倉は、お城や神社仏閣巡りが好きで、たまにやさぐれるという、今の私の礎になった場所だと思えます。

て、今後、都道府県の種子関連の予算確保が厳しくなることが予想されます。さらに、遺伝子組み換えのタネを販売する多国籍企業・モンサント社など民間企業が参入そして独占してくることも考えられます。タネを制するものが食料を制する。今、命の源が危うくなっています。



編集後記

秘密保護法、安保法制、盗聴法：そして共謀罪。まさに戦時体制づくり。そして、国が家庭に入

友の会コーナー



友の会旅行集合写真(横須賀三笠棧橋にて)

7月1〜2日に「友の会旅行」で、横須賀・南房総方面に行ってきました。参加者39名のうち3名が小学生以下のお子さんという、賑やかな顔ぶれとなりました。かつて東京湾防衛の拠点となった猿島の砲台跡を見学したり、「チバニアン」で話題の養老渓谷で地球の歴史を考えたり、楽しみながら学習する旅となりました。

10月28日には交通事故をテーマにした「ためになる講座」も開催予定です。入会希望・ご興味のある方は当事務所までお気軽にお問合せください。(担当・村山)

り込む「家庭教育支援法案」。だまされてはいけません。今政府がやるべきは、保育園の拡充や子育てへの支援だ。「保活」が続く現状をみるべきだ。(ト)